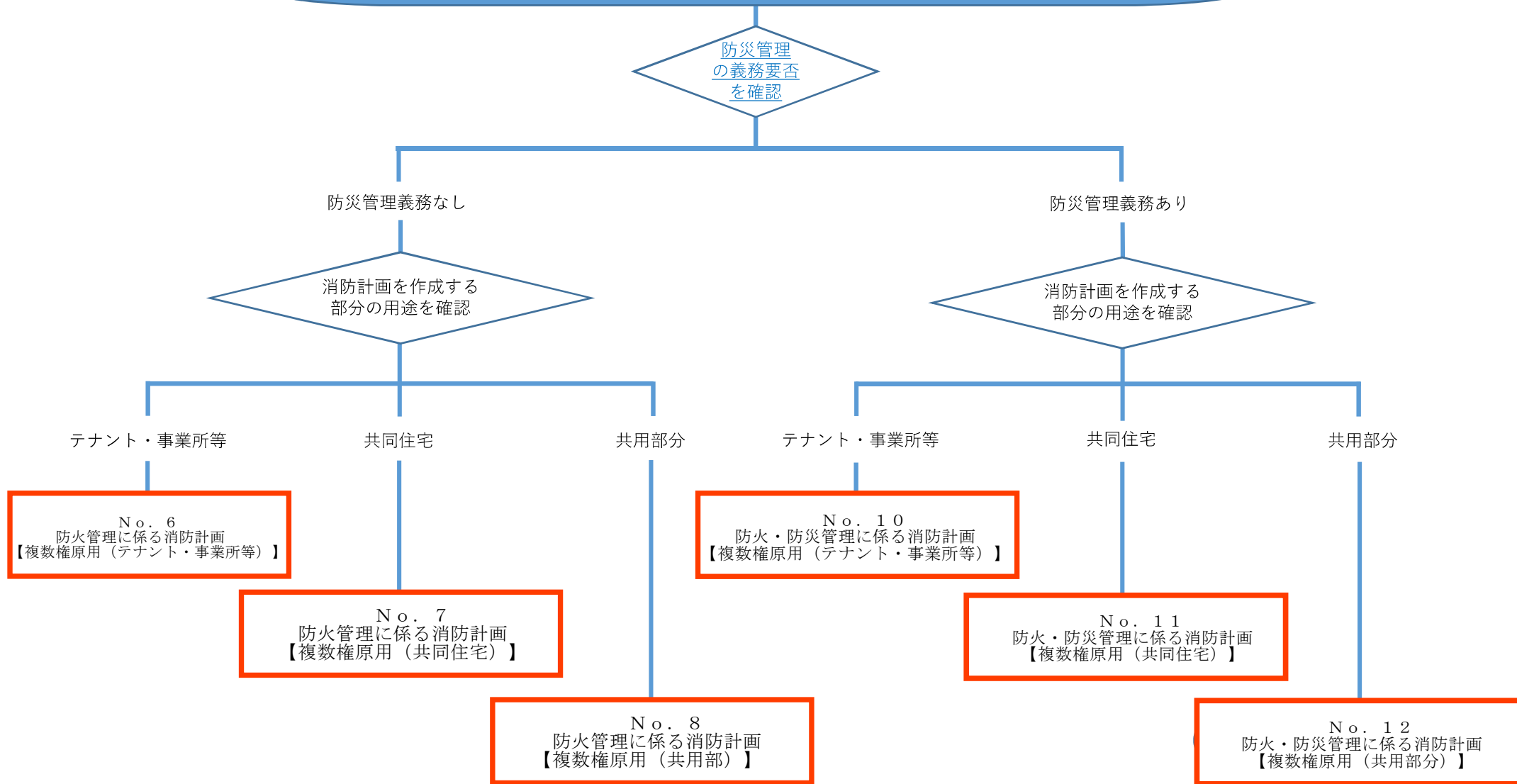


**複数権原の場合** (複数権原とは、管理権原が分かれている(複数の事業所で建物を使用している等)場合)



この他、統括防火(防災)管理が必要な防火対象物における、統括防火(防災)管理者は、「全体についての防火(防災)管理に係る消防計画作成(変更)届出書」を届出する必要があります。

⇒ **フローチャート(3)を確認**